

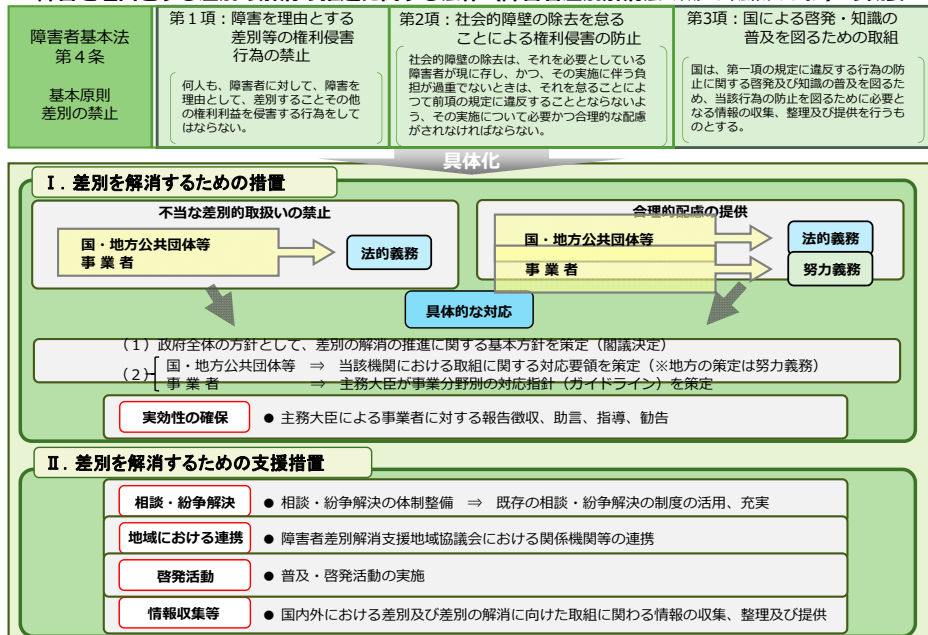
# 障害者差別解消法と バリアフリー

DPI(障害者インターナショナル)日本会議  
副議長 尾上 浩二

## 障害をもって生きてきた経験を元に

- 1960年大阪市生まれ、1歳で脳性マヒとの診断。
- 親の会が実施していた訓練事業に通う。その後、養護学校、施設を経て、中学から地域の学校へ。
- 大阪市立大学に入学後、障害者運動に参加。駅のエレベーター設置や、福祉のまちづくり、自立生活支援に取り組む。
- 2004年からDPI日本会議事務局長。障害者政策委員、内閣府・政策企画調査官を歴任。
- 現在DPI副議長、内閣府障害者施策アドバイザー

### 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要



施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

## 差別解消法の大枠 ①

### ➤ 対象となる人はすべての「障害者」

「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、**障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの**」（差別解消法第2条・定義より）

⇒ 「**社会モデル**」の考え方を踏まえたもの。

いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。

## 差別解消法の大枠 ②

### ▶ 禁止される差別は2つの種類

- ①「不当な差別的取扱い」
  - ②「合理的配慮を行わない事(=合理的配慮提供義務※)」
- ※民間は努力義務(雇用は法的義務)

### ▶ 義務付けの対象は2つのプレーヤー

- ①「行政機関等」(国、自治体、独立行政法人など)
- ②「事業者」(営利、非営利関係なく、一定の事業を反復しておこなっている事業所)

※個人的な付き合い、家族の間のできごとは解消法での対象に含まれない

## 我が国は「障害者の権利に関する条約」を締結しました!

### 障害者権利条約とは?

- 「障害者権利条約」は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。
- 例えば
- ◆ 障害に基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定を含む。)を禁止
  - ◆ 障害者が社会に参加し、包容されることを促進
  - ◆ 条約の実施を監視する枠組みを設置、等



### 条約成立まで一締結に向けて我が国ではどのような取組が行われたの?



2006年12月 国連総会で条約が採択されました。  
2007年 9月 我が国が条約に署名しました。  
2008年 5月 条約が発効しました。

2014年1月20日現在  
140か国・1地域機関(EU)が締結済みです(我が国を含む)。

条約締結に先立ち、障害当事者の意見も踏まながら、国内法令の整備を推進してきました。

2011年 8月 障害者基本法が改正されました。  
2012年 6月 障害者総合支援法が成立しました。  
2013年 6月 障害者差別解消法が成立し、障害者雇用促進法が改正されました。

これらの法整備をうけて、国会において議論され、2013年11月19日の衆議院本会議、12月4日の参議院本会議において全会一致で締結が承認されました。

### 条約を締結するとどうなるの?

- 我が国において、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化されます。  
(障害者の身体的自由や表現の自由等の権利、教育や労働等の権利が促進されます。)  
(条約の実施を監視する枠組みや、国連への報告義務などによって、我が国の取組が後押しされます。)
- 人権尊重についての国際協力が一層推進されます。



2014年1月20日に我が国は「障害者権利条約」の締約国になりました。

2014年1月 外務省人権人道課 (お問い合わせは03-5501-8240まで)

## 条約と国内法



日本国憲法

条約

法律(国会で作られるもの)

### ・ 条約とは国と国の文章による約束事

「条約」とは、国の間において文書の形式により締結され、国際法によって規律される国際的な合意(単一の文書によるものであるか関連する二以上の文書によるものであるかを問わず、また、名称のいかんを問わない。)をいう。(条約に関するウィーン条約 第二条 1(a))

### ・ 憲法98条2項一条約は国内法の効力を持つと解釈

・ 「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」

## 権利条約関連条文①

- 条約・第9条施設及びサービス等の利用の容易さ
- 1 締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信(情報通信機器及び情報通信システムを含む。)並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適切な措置をとる。

## 権利条約関連条文②

- 条約第9条1. この措置は、**施設及びサービス等の利用の容易さ**に対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。
- (a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設(学校、住居、医療施設及び職場を含む。)

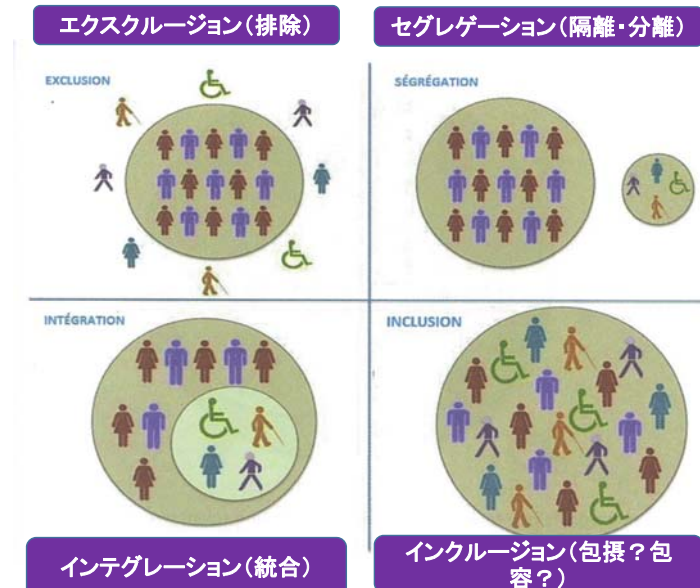
## 権利条約関連条文③

- 条約・第9条
- 2 締約国は、また、次のことのための適切な措置をとる。
- (a) 公衆に開放され、又は提供される**施設及びサービスの利用の容易さ**に関する**最低基準及び指針**を作成し、及び公表し、並びに当該最低基準及び指針の実施を監視すること。

## 権利条約関連条文④

- 条約第20条 個人の移動を容易にすること
- 障害者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置
- (a) 障害者自身が、**自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用**で移動することを容易にすること
- (b) 障害者が**質の高い移動補助具、補装具、支援機器、人又は動物による支援及び仲介する者を利用する機会**を得やすくすること

### インクルージョン





## 合理的配慮と環境整備

- **差別解消法** 第5条 社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備

「行政機関等及び事業者は、**社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため**、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない」

## 差別禁止とバリアフリー

### —アクセシブル—

- 差別解消法は、事業者が提供するサービス利用についての**差別的取扱**と**合理的配慮の不提供**を禁止
- 差別解消法上は、バリアフリー施策は「**合理的配慮を的確に行うため**」の環境整備
- サービスが拒否されることなく、**利用しやすくなるか(平等・尊厳)**を指標にBF法の再構成を
- 例. 牛丼・吉野屋の日米での差異  
～座席、店舗内段差

【NPOちゅうぶ 石田氏資料より】

### 衝撃的な記事

2000年読んでびっくりした。日本は「食のユニバーサルデザインを提案する」とある



快適なライフスタイルをサポートする 吉野家 デイ・アンド・シー

いつでも手軽に楽しめる味を通じて 食のユニバーサルデザインを提案する

■ 誰もが食べられる味  
みんなが楽しめる味

「食のユニバーサルデザイン」を提案する

「食のユニバーサルデザイン」を提案する

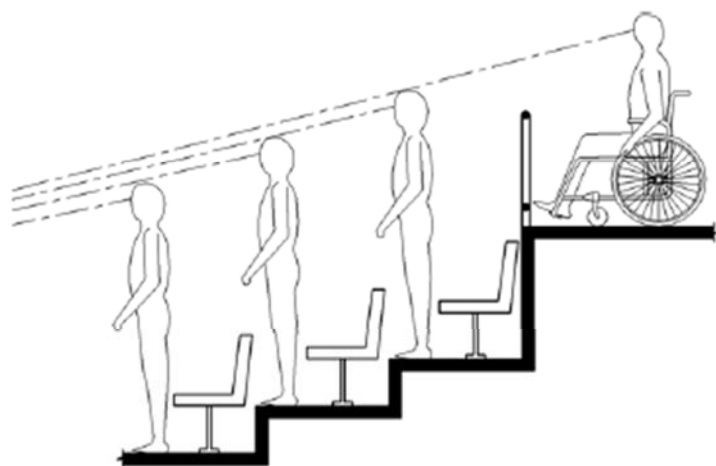
「食のユニバーサルデザイン」を提案する

## 90を超える店舗はすべてバリアフリー

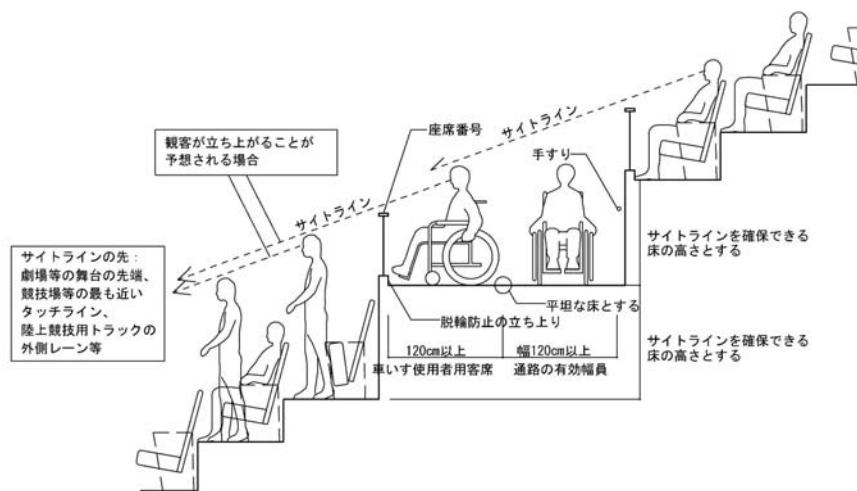


- 吉野屋のアメリカの店舗では、「**店内の椅子は可動式、フロア側に段差も無し**」!
- **従業員の調理用スペースもバリアフリー!**

## 車いす座席とサイトライン —ADA(1990年)での規定—



## ようやく国内のガイドラインに —建築設計標準追補版(2016年)—



## 差別解消法を活かすために

- 差別解消を妨げるNGワード(考え方)
- 「もし、何かあったら...」  
 どういう問題が生じるか、そのリスクを減じるために  
 どのようなことができるかを具体的に考えること
- 「あなただけ特別扱いできません」  
 合理的配慮は「特別扱い」ではなく、ともに活動したり  
 楽しんだりするため(平等性確保)の個別的調整
- 「先例はありません」—先例=障害者参加無しの時代
- 「どうすれば利用できるか」を本人とともに考えること

## 差別解消法をさらに理解するために

- 障害者差別解消法などについて  
 「合理的配慮、差別的取扱いとは何か  
 —障害者差別解消法・雇用促進法の  
 使い方(DPI)」



「障害者の権利条約で  
 こう変わる Q&A」(DP  
 I)

